

障第433号
令和7年6月29日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の事業所を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和7年度障害福祉サービス等情報の報告について（依頼）

平素より県障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、「障害福祉サービス等情報公表制度」は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、事業者に対して障害福祉サービスの内容等の報告を求めるとともに、県が報告された内容を公表する制度です。

令和7年度においては、別添実施要綱に基づき実施しますので、各事業者におかれては、下記のとおり、「障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）」により報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告期限までに報告がなされない場合、「情報公表未報告減算」が適用されるとともに、指定更新の申請時に報告が確認できない場合は、指定の更新ができませんので、ご留意願います。

記

1 対象

全ての指定障害福祉サービス等を提供する事業者（岐阜市所管の事業所・施設を除く。）

2 報告期限

- ① 令和7年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和7年7月31日（木）
- ② 令和7年4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定を受けた日から2か月以内（例：7月1日指定の場合、報告期限は9月30日）

3 報告方法

「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」（以下「公表システム」という。）により報告をお願いします。

※公表システムに報告内容を入力後、必ず「承認者へ申請する」ボタンを押下してください。（障害福祉サービス等公表システム操作説明書（事業者用）の38ページ参照）

4 報告内容

別添「令和7年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」のとおり

5 「情報公表未報告減算」の適用

- ① 4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告期限（7月末日）までに報告がない場合、当該年度の4月から減算
（例：令和7年8月に報告した場合、4月から減算）
- ② 4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告期限（指定日から2か月）までに報告がない場合、報告期限の翌月から減算
（例：令和7年7月1日新規指定で8月末日までに報告がなかった場合、9月から減算）

所属	健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係
担当	垣本
電話	058-272-1111（内線 3490）
FAX	058-278-2643
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp